

EU サステナビリティの動向

EFRAG、EU域外グループ向けサステナビリティ報告基準に関する公開意見募集を開始



重要ポイント

- CSRDの下で、一定のEU域外親会社グループは、2028年事業年度のデータについて、連結グループレベルでサステナビリティ情報を報告することが求められます。
- EFRAGは、ESRS-40aと呼ばれる、EU域外企業の報告に関するESRSの公開草案について、意見募集を開始しました。
- ESRS-40aの公開草案は、主として2026年版ESRSに基づいて構成されていますが、リスク及び機会ではなく、インパクトのみの開示を要求しています。
- ESRS-40aの公開草案は、一定の状況において、EU域外親会社グループが、気候関連のインパクトを除き、ほとんどの開示をEU関連のインパクトに限定することを認める「ミックスド・アプローチ」を導入しています。気候関連のインパクトについては、グローバルに報告する必要があると見なされます。
- 相互運用可能性は、ESRS-40aの公開草案に関するEFRAGの意見募集における主要なトピックであり、提案されている要求事項は、他の報告フレームワークの下で報告された情報の活用を促進し、重複報告を削減することを意図しています。
- 意見募集期間は、2026年10月31日までです。

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の一環として、第40a条は、EUにおいて重要な事業活動を有する一定のEU域外親会社グループに対するサステナビリティ報告要求事項を導入しています。その政策目的は、EU市場で重要な事業を行うEU域外企業について、透明性、説明責任及び公平な競争条件を促進することです。2028事業年度以降、適用対象となるEU域外の親会社グループのEU域内子会社及び支店は、最終的な親会社であるEU域外親会社グループのレベルで作成されたサステナビリティ情報を公表することが求められます。

第40a条の実施を支援するため、CSRDIは、欧州委員会(“EC”)に対し、EU域外親会社グループ向けの欧州サステナビリティ報告基準一式(ESRS-40a)を採択する権限を付与しています。EU域外親会社グループの報告要求事項は、ESRS-40a、欧州サステナビリティ報告基準(2026年版ESRS)又はECにより同等とみなされる基準に基づいて報告することにより満たすことができます。EFRAGは、2026年7月23日にESRS-40aの公開草案について意見募集を開始しました。ESRS-40aの公開草案は、オムニバス簡素化パッケージの一環として改訂され、2026年7月3日に採択されたESRS(以下「2026年版ESRS」)を基礎としています。2026年版ESRSには、全般的な要求事項及び全般的開示要件に関する2つの横断的ESRS並びに環境、社会及びガバナンス(ESG)のトピックを対象とするセクター横断的な10のトピック別ESRSが含まれています。EYの刊行物「[European Commission adopts revised ESRS for sustainability reporting](#)」もご参照ください。

インパクト、リスク及び機会に関する報告を求めるダブルマテリアリティ・アプローチを適用する2026年版ESRSとは異なり、提案されているESRS-40aは、人及び環境に対する実際の又は潜在的なインパクトのみに焦点を当てています。すなわち、ESRS-40aの草案は、インパクトマテリアリティのみに基づく報告を要求するものです。



また、ESRS-40aの公開草案は、任意でミックスド・アプローチによる報告を認めています。当該アプローチの下では、気候関連の開示は引き続きEU域外親会社グループ全体のインパクトを対象とする一方、その他のサステナビリティ項目に関する開示はEU関連のインパクトに限定することができます。

ESRS-40aの公開草案に対する意見募集の期限は2026年10月31日です。また、EFRAGはESRS-40aの公開草案についてフィールドテストを行うことも予定しています。EFRAGは、本提案の主要な側面について、ステークホルダーからのフィードバックを求めています。主な対象は以下のとおりです。

- ESRS-40aの基礎として改訂版ESRSを用いること:
これには、リスク、機会、レジリエンス及び依存関係に関連する開示の削減案、並びに第40aの要求事項を反映するために行われたその他の調整が含まれます。
- ミックスド・アプローチ:
これには、EU域外親会社グループが一定の状況において、気候関連のインパクトをグローバルレベルで報告し続ける一方、ほとんどの開示をEU関連のインパクトに限定することを認めるべきかが含まれます。
- 相互運用可能性、表示及び参照による組込み:
これには、企業が他のフレームワークの下で報告されたサステナビリティ情報を効率的に活用し、重複報告を削減できるかが含まれます。
- EUの法律及び規則への参照:
これには、EU域外での事業及びバリュー・チェーンの文脈においてEUの法的概念及び規制上の概念を適用することの実行可能性が含まれます。

本資料は、ESRS-40a案の概要と、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）第40a条の適用対象となる可能性のあるEU域外親会社グループに関連する主な報告上の留意事項について解説するものです。CSRDの範囲及びEU域外企業がより広範にどのような影響を受ける可能性があるかに関する詳細については、「[Technical Line - EUの企業サステナビリティ報告指令（CSRD）がEU域外の多国籍企業に与える影響](#)」をご参照ください。

目次

1. CSRDによるEU域外親会社グループの報告要求事項	4
1.1. 範囲及び閾値	4
1.2. 適用される報告基準	4
1.3. 保証要件及び情報が不完全な場合の取扱い	5
2. ESRS-40aの公開草案に基づく報告	6
2.1. 全体的アプローチ及びマテリアリティ	6
2.2. ミックスド・アプローチ	7
2.2.1 EU関連のインパクトの決定	7
2.2.2 ミックスド・アプローチを適用するための条件	8
2.2.3 トピック別適用指針	8
2.2.4 トピック、サブトピック又はインパクトグループごとの適用	8
2.2.5 ミックスド・アプローチが適用される場合の開示要求事項	8
2.3. 相互運用可能性	9
2.4. EUの法令及び規則への参照とその実行可能性	10
3. 今後の対応	11

1. CSRDによるEU域外親会社グループの報告要求事項

1.1. 範囲及び閾値

CSRD第40a条は、2028事業年度以降、EU域外親会社グループのEU域内支店又は子会社に対し、最終親会社レベルで以下の両方の要件を満たす場合に、サステナビリティ情報を報告することを求めています。

- 直近2連続事業年度(適用初年度においては2026年及び2027年の各事業年度)において、EU域内で4億5,000万ユーロ超の純売上高を計上していること
- 前事業年度において2億ユーロ超の純売上高を計上したEU域内子会社又はEU域内支店のいずれかを有していること

子会社の事業モデル及び事業活動が互いに独立している金融持株会社である第三国親会社は、CSRDに基づく報告義務を免除される可能性があり、その場合、ESRS-40aに基づくサステナビリティ報告書を公表する必要はありません。



弊法人の見解

EU域内で計上された純売上高

CSRDは、企業がEU域内で4億5,000万ユーロ超の純売上高を計上しているかどうかをどのように算定すべきかについて、具体的な方法を定めていません。一部の企業からは、EU域外企業がEU域内の顧客から得た収益を含めるべきか、また、EU子会社がEU域外の顧客から得た収益を含めるべきかについて疑問が示されています。弊法人の現在の理解では、企業は、その収益を計上した企業の所在地にかかわらず、顧客がEU域内に所在するかどうかに基づいて、第三国グループのEU域内で計上された収益を算定すべきであると考えます。

金融持株会社の免除には慎重な評価が必要

指令に定められた要件、すなわち、金融持株会社が株主としての権利を損なうことなく、子会社の経営に直接又は間接に関与しておらず、かつ子会社の事業モデル及び事業活動が互いに独立しているという要件には、一定の判断が伴う可能性があります。この評価は、この新たな免除の範囲について各国法への置換によりさらに明確化される可能性があることを踏まえて行う必要があります。

金融持株会社に対する免除は、適用対象となるEU域内子会社には適用されない

CSRDに基づく報告義務の免除対象となる金融持株会社に該当する親会社は、自社グループ内のどの子会社がCSRDの適用対象となるのか、またグループとして利用可能な報告オプションは何かを慎重に評価する必要があります。これは、金融持株会社に認められている報告上の軽減措置が、グループ内の子会社には適用されないためです。すなわち、CSRDの適用対象となる子会社は、引き続き独自の報告義務を負います。なお、金融持株会社であっても、サステナビリティ情報を連結ベースで報告することを選択することは可能です。

1.2. 適用される報告基準

- CSRD第40a条の適用対象となるEU域外親会社グループは、連結ベースで、以下のいずれかの基準を適用してサステナビリティ情報を報告する必要があります。
- ESRS-40a
- 2026年版ESRS
- ESRSと同等であると認められた基準(ただし、現時点では未決定)



弊法人の見解

報告フレームワークの選択

EU域外企業による連結報告は、自社単体でCSRDの適用対象となるEU域内子会社（すなわち、EU域内に所在し、従業員1,000人超及び売上高4億5,000万ユーロ超の閾値を満たす企業）に適用される報告要求事項に追加される可能性があります。

このようなCSRD適用対象のEU域内子会社を有するEU域外親会社グループは、どの報告フレームワークを選択するかによる影響を慎重に評価する必要があります。最終親会社が2026年版ESRS又は同等基準に基づいてサステナビリティ報告書を作成する場合、適用対象となるEU域内子会社について一定の報告免除を利用できる可能性があります。ESRS-40aは一定のEU域外グループ向けの報告フレームワークとして設計されていますが、自社レベルでCSRDの適用を受けるEU域内子会社を有するグループにおいては、グループ全体として2026年版ESRSに基づき報告する方が、より効率的な報告結果につながるかどうかを検討することが考えられます。

利用可能な報告オプションを評価する際には、企業は以下のような点を考慮することが考えられます。

- データ収集システム及び内部統制の成熟度や適用範囲（EU域内のみならず、該当する場合にはグローバル全体を含む）
- 報告義務を満たすために、どの範囲のサステナビリティ情報を公開する用意があるか（例えば、状況によってはEU域内子会社に関する情報のみに開示を限定したいと考える場合もある）
- 個社ベースで報告する場合と連結ベースで報告する場合の影響
- 経過措置や連結ベースの報告オプションが、十分かつ中長期的に有効な負担軽減策となるかどうか。

企業は、これらの要素を総合的に勘案して、適切な報告アプローチを選択することが望まれます。

相互運用可能性

ESRS-40aとIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB）との相互運用可能性が引き続き発展する中で、一部のグループは、報告負担及びグループ内のEU域内企業に利用可能な報告免除の双方を考慮して、ESRS-40a、2026年版ESRS又は同等のフレームワークのいずれが最も効率的な報告アプローチを提供するかを再検討することがあります。

1.3. 保証要件及び情報が不完全な場合の取扱い

CSRDでは、EU域外親会社グループの所在国法又はEU加盟国法に基づき、サステナビリティ報告に関する保証意見を表明する権限を有すると認められた保証提供者による限定的保証を受けることが求められています。

第40a条の適用対象となるEU域内支店又はEU域内子会社は、EU域外親会社グループレベルで作成された連結サステナビリティ報告書及び保証報告書を、対象事業年度の貸借対照表日から12か月以内に公表し、閲覧可能な状態にする必要があります。また、これらの報告書は、EUの公用語の少なくとも1つで提供する必要があります。

一方で、EU域外親会社が、第40a条の適用対象となるEU域内子会社又EU域内支店からの要請を受けたにもかかわらず、必要なすべてのサステナビリティ情報を提供しない場合、当該EU域内子会社又はEU域内支店は、自らが保有するすべての情報を含むサステナビリティ報告書を公表し、閲覧可能な状態にするとともに、EU域外親会社が残りの必要情報を提供しなかった旨を明示する声明を公表しなければなりません。同様に、EU域外親会社が必要な保証意見を提供しない場合には、その事実も開示する必要があります。

なお、これらの要件への違反に対する罰則は、関連するEU加盟国の国内法に基づいて定められます。



弊法人の見解

サステナビリティ保証の枠組みは今後も進化を続ける

サステナビリティ報告に関する今後の限定的保証基準は、IAASBの国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000に基づくことが見込まれています。短期的に、企業は、加盟国及び保証規制当局が更新されたフレームワークをどのように実施するかをモニタリングしつつ、プロセス及び統制の「監査可能性」(データの系譜、ガバナンス、文書化及び一貫性)に重点を置くべきです。

また、サステナビリティ報告書全体又は個別のKPIに対する合理的保証を任意で取得することも引き続き可能です。合理的保証は、関連する加盟国で適用される保証基準に基づいて実施することができます。これには、ISSA 5000が2027年に発効するまでのISAE 3000(改訂版)又は各国の保証基準が含まれます。

2. ERS-40aの公開草案に基づく報告

ERS-40aの公開草案は、第40a条の対象となるEU域外親会社グループが開示すべき情報を定めるものです。ERS-40aの公開草案に基づく開示要求事項は、2026年版ERSと概ね整合していますが、マテリアリティ、報告に関するミックスド・アプローチ、及び他のサステナビリティ報告フレームワークとの相互運用可能性など、第40a条に基づく報告の文脈に応じた規定も含まれています。

2.1. 全体的アプローチ及びマテリアリティ

2026年版ERSは「ダブルマテリアリティ」の概念を用いており、これは、開示がインパクトの観点、財務の観点又はその両方の観点から重要である場合に、当該開示に重要性があることを意味します。一方、ERS-40aの公開草案は、インパクトマテリアリティのみに焦点を当てています。2026年版ERSと同様にERS-40aの公開草案の下では、サステナビリティ項目は、上流及び下流のバリュー・チェーンを含め、人々又は環境に対する企業の重要な実際の又は潜在的な、正又は負のインパクトに関連する場合に、インパクトの観点から重要であるとされます。

したがって、ERS-40a公開草案では、2026年版ERSにおいて財務マテリアリティに基づき要求されている一部の開示は求められないことになります。特に、企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会、現在又は予想される財務的影響、レジリエンス又は依存関係に関する開示を提供することを求められません。ただし、企業のインパクトに関する重要な情報を理解するために財務情報又はその他の背景情報が必要である場合、財務情報がERS-40aの公開草案に基づく報告から厳密に除外されるわけではありません。さらに、インパクトマテリアリティに焦点を当てることは、財務上のリスク及び機会を生じさせ、又は生じさせる可能性があるインパクト、あるいは一定のリスクに対処し又は機会を捉えるために講じられた行動に関する報告を除外するものではありません。

ERS-40aの公開草案における重要な情報の概念は、2026年版ERSと同様です。重要な情報は、一般目的財務報告書の主要な利用者及び一般目的サステナビリティ報告書のその他の利用者にとっての意思決定有用性に基づき、引き続き評価されます。また、2026年版ERSと同様に、適正な表示はERS-40aに基づくサステナビリティ報告の基本的目的であり続けます。適正な表示には、情報が比較可能で、検証可能で、かつ理解可能であることが求められます。さらに、ERS-40a公開草案の要求事項だけでは、利用者が企業の重要なインパクト及びそれらのインパクトがどのように管理されているかを理解するのに十分でない場合には、企業固有の追加的な開示が必要となる場合があります。

ERS-40aの公開草案では、部分的な対象範囲の指標を開示できることを含め、2026年版ERSで導入された報告上の軽減措置が維持されています。

EFRAG、EU域外グループ向けサステナビリティ報告基準に関する公開意見募集を開始



弊法人の見解

インパクトマテリアリティ

2026年版ESRSにおいてマテリアルとされる多くのトピックは、インパクトの観点からも財務の観点からもマテリアルです。また、2026年版ESRSにおける指標の大半は、ESRS-40aの公開草案にも含まれています。

このため、特に幅広いサステナビリティ上のインパクトがマテリアルであると判断される場合には、報告負担の実質的な軽減効果は、一部の企業が当初想定しているほど大きくない可能性があります。

今回の公開意見募集は、EFRAGが会計指令第40a条から第40d条の規定を適切に反映しているかについて、ステークホルダーが意見を提出する機会を提供するものです。特に、リスク、機会、レジリエンス及び依存関係に関する開示を削除する一方で、インパクト及びその管理方法を理解するために有用な背景情報となる財務情報を維持するという提案について、意見を求めるものです。

2.2. ミックスド・アプローチ

ESRS-40a公開草案の下では、EU域外親会社グループは、すべての子会社を含め、最終的な第三国親会社のレベルでサステナビリティ報告書を作成することが求められます。これは、最終親会社の連結財務諸表と同一の報告主体を対象とすることを意味します。したがって、サステナビリティ報告書は、EU域外親会社グループのインパクトをグローバルレベルで対象とすることになります。

2.2.1 EU関連インパクトの決定

ESRS-40aの公開草案には、ミックスド・アプローチを適用するオプションが含まれています。当該アプローチの下では、気候関連のインパクトはグローバルレベルで報告される一方、その他のサステナビリティ項目については、EU関連のインパクトに限定して報告することができます。この場合、EU関連のインパクトには、以下の両方の要素から生じるインパクトが含まれます。

- 顧客ベースのインパクト:

EU市場で販売又は提供された、若しくは、合理的に販売又は提供されるとみなされる製品及びサービスから生じるインパクトをいいます。これには、販売代理店やトレーダーなど、バリュー・チェーン下流の第三者を通じて販売又は提供された場合も含まれます。

- 所在地ベースのインパクト:

企業のEU域内での活動から生じるインパクトをいいます。ただし、既に顧客ベースのインパクトに含まれているものは除きます。

例えば、EU域外親会社グループは、気候関連のインパクトについてはグローバル事業全体の事業活動を対象として報告する必要がありますが、生物多様性に関する開示については、EU関連のインパクトに限定することを選択できます。この評価において、EU域内に所在する事業活動に関連する生物多様性へのインパクトは、一般的に所在地ベースの要素に基づき、EU関連のインパクトとみなされます。

また、製品の製造又はその基礎となる活動がEU域外で行われている場合であっても、EU市場で販売される製品に関連する生物多様性へのインパクトは、顧客ベースの要素に基づき、EU関連のインパクトとみなされる可能性があります。したがって、EU関連の生物多様性へのインパクトを判断する際には、活動がEU域内で行われているかEU域外で行われているかという単純な区分ではなく、複数の要素を考慮する必要がある場合があります。

2.2.2 ミックスド・アプローチを適用するための条件

ミックスド・アプローチは、企業がEU関連のインパクトを意味のある形で識別し、かつ、そのインパクトを忠実に表現できる場合にのみ適用できます。その際には、以下と整合している必要があります。

- 自社の事業、自社の製品及びサービス提供の構成又は管理されている方法、
- 自社の上流及び下流のバリュー・チェーンが構成され運営されている方法

EU関連のインパクトを意味のある形で識別できるかどうかを評価する際、企業は、例えば以下のような要因を検討することになります。すなわち、EU市場向けのサービス提供に特化した独立した事業セグメントの有無、EU市場向けに特別に設計された製品又はサービス、EU関連のインパクトの個別管理、又はEU市場で販売若しくは提供された、あるいは販売若しくは提供されたと合理的に推定される製品及びサービスに特化したバリュー・チェーンの有無などです。

2.2.3 トピック別適用指針

ESRS-40aには、ミックスド・アプローチが適用される場合にEU関連のインパクトを決定するためのトピック別適用指針が含まれています。当該指針は、企業がEU関連のインパクトを意味のある形で特定し、忠実に表現できるかどうか、また、可能な場合には一定の開示要求事項をどのように適用すべきかを評価することを支援することを意図しています。当該指針は、以下の基準に含まれる一部の開示要求事項について提供されています。

- 汚染 (ESRS-40a E2):
マイクロプラスチック、懸念物質 (SoC) 及び高懸念物質 (SVHC) に関連する開示
- 自社の労働力 (ESRS-40a S1):
最高位の経営者の多様性及び最高額の報酬を受ける個人に関連する報酬開示など、一定の自社の労働力に関する指標
- 企業行動 (ESRS-40a G1)
有罪判決、制裁及び罰金、政治的影響力及びロビー活動、並びに標準的な支払慣行に関連する開示

2.2.4 トピック、サブトピック又はインパクトグループごとの適用

この選択肢は、トピック、サブトピック又はインパクトグループ単位で（さらにはトピック若しくはサブトピックに関連する異なるインパクトグループ単位）柔軟に適用することができます。これにより、企業は、一部のサステナビリティ情報についてEU関連のインパクトを開示する一方、その他についてはグローバルレベルで報告することができます。たとえば、EU関連の労働力へのインパクトを意味のある形で特定できる企業は、ESRS-40a S1に基づく労働力指標の報告においてミックスド・アプローチを適用しつつ、EU関連、かつ、重要であると判断されたインパクトに開示を限定することができます。

2.2.5 ミックスド・アプローチが適用される場合の開示要求事項

ミックスド・アプローチを選択する企業は、当該選択を開示し、各トピック、サブトピック又はインパクトグループごとに、ミックスド・アプローチを適用するための条件が満たされたかどうかのように判断したか、及び関連するEU関連のインパクトをどのように特定したかを説明することが要求されます。この開示は、報告バウンダリーを見積るために用いた方法論及びパラメータ、並びに報告バウンダリーを設定し、EU関連のインパクトをより広範なグローバルなインパクトと区別するための見積技法に用いた仮定及びインプットを記述することになります。



弊法人の見解

EFRAGによれば、ミックスド・アプローチは、第40a条の政策目的と、EU域外親会社グループが複雑なグローバル事業全体にわたるインパクトを識別し報告する際に直面し得る実務上の課題との均衡を図ることを意図しています。気候関連事項についてはグローバルレベルで報告し、その他のサステナビリティトピックについてはEU関連のインパクトにより焦点

を絞ることを組み合わせることで、この提案は、報告要求事項の運用可能性を高めつつ、意味のある情報を提供することを目指しています。EFRAGは、ミックスド・アプローチが透明性と報告負担との間で適切な均衡を図ることを意図していると示しています。ただし、このアプローチの適用にあたっては、EU関連のインパクトを意味のある形で特定し、忠実に表現できるかどうかの判断や、どの開示が利用者にとって引き続き関連性を有するかの評価を含め、重要な判断が必要となります。

このアプローチは、適用可能な場合、すべてのサステナビリティ項目についてグローバルなインパクト評価を実施し、グローバルな指標を報告する負担を軽減する可能性があります。一方で、報告バウンダリーがトピックごとに異なることになるため、導入の複雑性を高める可能性もあります。EU域外親会社グループは、単一のサステナビリティ報告フレームワークの中で、グローバルレベルの報告とEUに焦点を当てた報告の双方を支えるプロセス及び統制を整備する必要があります。また、EU関連のインパクトを意味のある形で特定し、忠実に表現できるかどうかを判断する必要もあります。さらに、サステナビリティ項目ごとに異なる報告バウンダリーを用いることにより、特に気候関連開示がグローバルなインパクトを反映する一方で、その他の開示がEU関連のインパクトに限定される場合には、結果として作成される開示を利用者が比較することがより困難になる可能性があります。

EFRAGはステークホルダーに対し、以下の点について意見を求めています。

- 提案されているミックスド・アプローチが、利用者にとって十分に比較可能で、理解可能で、かつ意思決定に有用な情報を維持しつつ、適正な表示を達成できるか
- ミックスド・アプローチが、透明性と運用可能性との均衡を適切に図っているか。また、サステナビリティ項目全体にわたって異なる報告バウンダリーを用いることが、ESRS-40aに基づき報告するEU域外親会社グループと2026年版ESRSに基づき報告するEU企業との間の忠実な表現、比較可能性及び公平な競争条件に影響を及ぼす可能性があるか
- 人権へのインパクトに関する開示については、提案されているミックスド・アプローチの対象とするのではなく、常にグローバルベースで提供すべきか

2.3. 相互運用可能性

ESRS-40aの公開草案では、企業は、ESRS-40aサステナビリティ報告書と同日又はそれ以前に財務報告書の利用者が利用できる他の報告書を参照により組み込むことで、一定の開示要求事項を満たすことが認められます。

また、ESRS-40aの公開草案は、企業が、同基準に基づき報告される情報の相当部分を参照により組み込むことができる旨を明示しています。そのため、他の報告フレームワークに基づいて既にサステナビリティ報告書を作成している企業は、ESRS-40aの報告要求事項を満たすために、当該報告書を広範に活用できる可能性があります。ESRS-40aに基づく開示の相当部分を参照により組み込む場合、企業は、組み込まれた情報の記載箇所を示す目次を提供することが求められます。



弊法人の見解

相互運用可能性に関する規定の強化は、IFRS S1及びIFRS S2に従って既にサステナビリティ開示を作成しているEU域外親会社グループにとって、大きな負担軽減につながる可能性があります。ESRS-40aの公開草案では、一定の情報を参照により組み込むことが認められるため、重複報告を削減し、企業が既存のサステナビリティ報告プロセス及び開示を活用できる可能性があります。ただし、企業は引き続き、ESRS-40a公開草案により追加的に求められる情報を評価し、開示する必要があります。

提案されている相互運用可能性に関する規定は、EU域外親会社グループの重複報告を削減するための重要な一歩となるものです。同等性の概念は、より広範な議論の一部であり、ESRS-40aの公開草案では取り扱われていません。しかし、相互運用可能性に関する規定は、特定の補足開示を条件として、ISSB基準に従って作成されたサステナビリティ報

告書をESRS-40aと同等とみなす同等性メカニズムに向けた、中間的な一歩となる可能性があります。これにより、企業は並行した報告プロセスの必要性を大幅に減らしつつ、EUのステークホルダーに対して意思決定に有用な情報を提供し続けることが可能になります。

EFRAGは、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の基準との相互運用可能性について、ステークホルダーからのフィードバックを特に求めています。具体的には、今回の意見募集では、提案されている表示、参照による組込み及び相互運用可能性に関する規定により、企業が重複報告を回避し、ESRS-40aとIFRS S1及びIFRS S2、又はこれらの基準に基づく各法域の要求事項の双方に効率的に準拠できるかについて意見を求めています。また、企業がESRS-40aとIFRSに基づく要求事項の双方を満たす単一の報告書によって対応できると見込んでいるか、それとも引き続き別個の報告が必要になると考えているかについても意見を求めています。さらに、比較可能性、透明性及び意思決定有用性を維持しつつ、複雑な多国籍グループにおける実務上の実施課題に対処するため、さらなる措置が必要となる可能性があるかについても、ステークホルダーに検討を求めています。

弊法人は、この重点的な取扱いは、EFRAGが実務上の相互運用可能性に引き続き注力していること、また、両方のフレームワークの対象となる企業の報告負担をさらに軽減するために追加的な措置が必要かどうかを検討する姿勢を示すものと考えています。

2.4. EUの法令及び規則への参照とその実行可能性

ESRS-40aの公開草案は、全般的に、ESRSに既に組み込まれているEUの法令及び規則に由来する用語及び概念への参照を維持しています。EFRAGは、このようなアプローチを採用する理由として、EU域内で重要な事業活動を行うEU域外親会社グループであれば、これらの概念をグループレベルで適用できると考えられること、及び、ESRS-40aに基づいて報告するEU域外企業と、ESRSに基づいて報告するEU企業との間で、公平な競争条件を維持することを挙げています。一方で、この提案は、これらの参照が報告目的のみに用いられるものであり、EUの法令及び規則の適用をEU域外の活動に拡張するものではないことを明確にしています。

EU由来の概念がEU域外の法域において直接適用できない状況では、企業は、開示を作成する際に近似値、仮定又は見積りを用いる必要がある場合があります。そのような状況において、ESRS-40aは、企業に対し、用いた方法論、結果として得られる情報の限界、及びそれらの限界の影響を受ける報告バウンダリーの部分を説明することを要求することになります。



弊法人の見解

EFRAGは、ESRS-40a公開草案が、ESRSとの整合性を維持しつつ、EU域外親会社グループにとって実行可能な要求事項となっているかについて、ステークホルダーからのフィードバックを求めています。特に、EU法上の概念を標準的な報告フレームワークとして用いることが第三国企業にとって実行可能か、また、これらの概念をEU域外で適用する場合に、見積り、近似値、方法論及び限界に関する開示要求事項案が十分な透明性を確保しているかについて、意見を求めています。この分野におけるフィードバックは、基準の最終化において、追加的な軽減措置、明確化又は実施指針がどの程度提供されるかに影響を及ぼす可能性があります。

3. 今後の対応

ESRS-40aの公開草案の対象となる企業は、提案されている報告要件の評価を早期に開始するとともに、2026年10月31日に終了するEFRAGの公開意見募集の手续に参加するかどうかを検討すべきです。また、企業は提案内容の今後の変更動向についても継続的にモニタリングする必要があります。EFRAGは、2027年1月にESRS-40aに関するテクニカルアドバイスをECに提出することが見込まれています。ECは、ESRS-40aを採択するため、2027年半ばに委任法を最終化することが見込まれています。ESRS-40aは、2028事業年度から発効することが見込まれています。



弊法人の見解

企業は、準備対応の一環として、以下を検討する必要があります。

- EFRAGの公開意見募集及びフィールドテスト、ステークホルダーからのフィードバックに対するECの検討、並びに最終的な委任法及び関連する実施指針の公表を含む、ESRS-40aに関連する動向をモニタリングすること
- CSRDの下で利用可能な報告オプションを評価し、グループの報告目的、組織構造及びコンプライアンス戦略に最も適合するアプローチを決定すること
- EU関連のインパクトを意味のある形で特定し、忠実に表現できるかどうかを評価し、グローバル及びEUに焦点を当てた双方の報告境界を支える必要性を含め、ミックスド・アプローチを適用することの運用上の影響を検討すること
- IFRSサステナビリティ開示基準、GRI基準又はその他の報告フレームワークに基づき作成された既存のサステナビリティ報告を、提案されている参照による組み込みに関する規定を通じた方法を含め、ESRS-40aの報告要求事項を満たすためにどの程度活用できるかを評価すること

ⁱ 2026年7月3日、ECは、2026年版ESRSを定める委任法を最終化しました。詳細については、https://ec.europa.eu/finance/docs/level-2-measures/csr-d-delegated-act-2026-5010-annex_en.pdfをご参照ください。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製又は配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセス及びIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料は UKC 044789(UK) 07/26 の翻訳版です。
ey.com/ja_jp